

石綿障害予防規則の概要

(建築物の解体等の作業における石綿対策)

資料2

○新規の製造等

➡ **禁止**
(安衛令16条)

○既存の吹き付け石綿

➡ **除去・封じ込め**
(石綿則10条)

○石綿を取り扱う業務

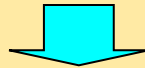
➡ **石綿則**

➡ **技術指針**

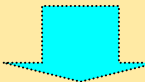
※: 図中の条数は石綿則のもの

解体作業等における 事前の措置

情報提供 (発注者・注文者)
(8条、9条)



事前調査(3条)
作業計画(4条)



所轄労働基準監督署長
へ届出(5条等)

石綿取扱作業 (解体作業等を含む) における措置

○発生源対策

- ・局所排気装置(12条)
- ・湿潤化(13条)

○ばく露防止対策

- ・保護具(14条等)

○隔離・立入禁止

- (6条、7条、15条)

○石綿粉じん濃度測定(36条)

○管理

- ・石綿作業主任者(19条、20条)
- ・特別教育(27条)
- ・付着物の除去(32条の2)
- ・飲食喫煙の禁止(33条)
- ・掲示(34条)
- ・作業の記録(35条)
- ・保護具等の管理(46条)

○健康診断 (40条)

建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針

「石綿障害予防規則」で義務づけている、建築物等にアスベストが使用されているか否かの事前調査や石綿を含有する建材を除去をする際の措置などについて、それらを実施する際の留意事項を示したもの